

建築基準法第12条に基づく

建築物定期点検・建築設備点検 防火設備点検のご相談は当社まで

定期点検と定期報告は 所有者・管理者の義務です

建築基準法第12条では、建築物・建築設備の所有者(管理者)が、安全を確保するため定期的に資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することが定められています。

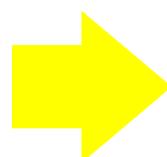
定期報告をしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象(百万円以下の罰金)となります。
当社では「一級建築士」、「特定建築物調査員」、「建築設備検査員」、「防火設備検査員」等の資格者を有しており、官公庁から民間まで多数の実施実績がございます。

【実施実績の一例】

発注者	業務名	発注者	業務名
国の機関	広島港湾合同庁舎建築物・建築設備等点検業務	広島市	広島市教育センター建築物・建築設備等点検業務
〃	太田川河川事務所建築物・建築設備等点検業務	〃	広島市工業技術センター建築物・建築設備等点検業務
〃	水島港湾合同庁舎建築物・建築設備等点検業務	〃	広島市広域公園建築物・建築設備・防火設備点検業務
〃	福山法務合同庁舎ほか建築物・建築設備点検業務	呉市	呉市立小中学校建築物・建築設備・防火設備点検業務
広島県	広島県立文化芸術ホール外壁(赤外線)調査業務	〃	呉駅西共同ビル建築物・建築設備・防火設備点検業務
〃	広島県教職員公舎建築物点検業務(東広島地区)	坂町	坂町民センター建築物・建築設備・防火設備点検業務
広島市	広島市安佐北区総合福祉センター外壁全面打診業務	山口県	岩国運動公園建築物・建築設備・防火設備点検業務
〃	広島市こども療育センター外壁全面打診業務	〃	下関武道館建築物・防火設備点検業務
〃	広島市西部こども療育センター外壁全面打診業務	民間	広島商工会議所ビル建築物・建築設備等点検業務
〃	水道局基町庁舎ほか建築物・給排水設備点検業務	〃	三菱UFJ信託銀行広島ビル建築物・建築設備等点検業務
〃	広島市安芸区児童館建築物・建築設備点検業務	〃	東横イン西条駅前建築物・建築設備等点検業務
〃	広島市西区児童館建築物・建築設備点検業務	〃	岡山中央病院建築物・建築設備・防火設備点検業務
〃	広島市安佐南区児童館建築物・建築設備点検業務	〃	岡山ゆめの里建築物・建築設備・防火設備点検業務

この他にも多数の実績がございます。

ご相談はお電話で



持続未来株式会社

広島市中区基町5番44号(広島商工会議所ビル内)

電話：082(232)0533

FAX：082(232)0558

Mail：contact@jizoku-mirai.com

担当：河本・川本